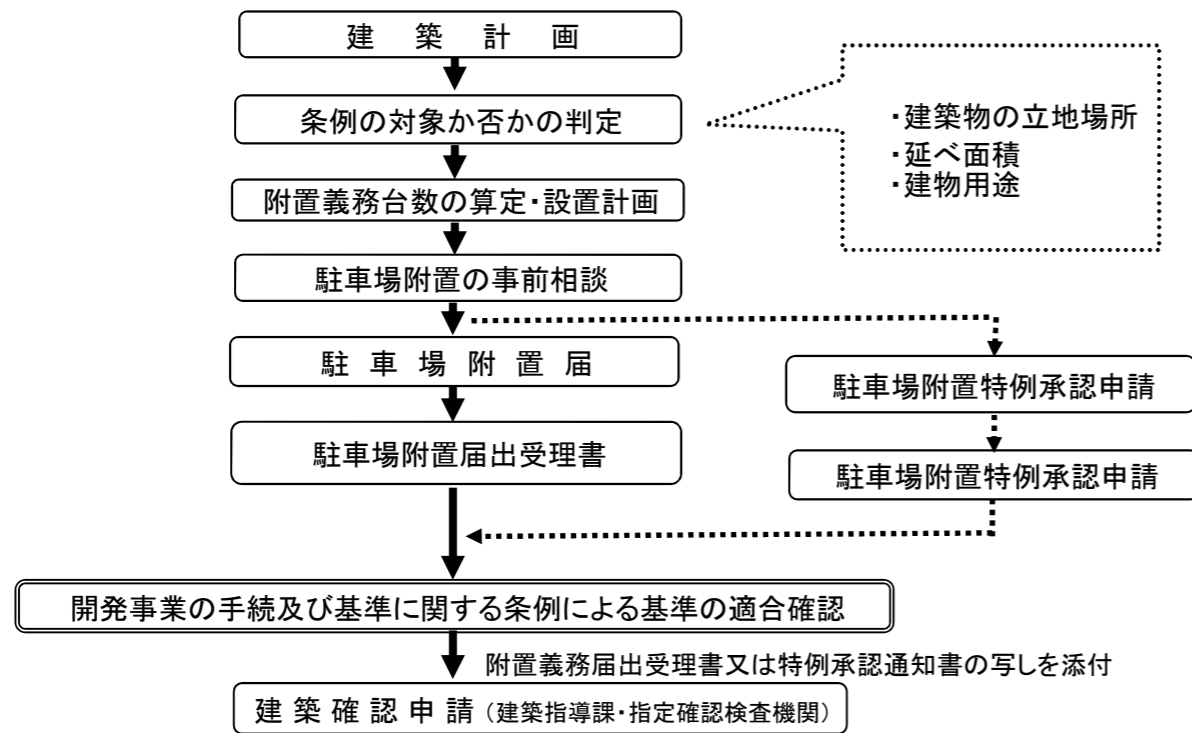


「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の概要

条例施行:平成 6年4月1日
 (改正:平成25年7月1日)
 (規則改正:平成30年7月1日)

この条例の対象となる建築物については、原則としてその建築物又はその建築物の敷地内に、定められた規模以上の駐車場の設置が義務付けられます。建築確認申請前に届出や承認が必要となりますので、新築・増築等の計画にあたってはあらかじめ担当窓口へご相談ください。なお、この条例による附置義務駐車場は来客や来訪のための駐車場であり、自動車保管場所としての車庫や月極駐車場には利用できません。車庫については、「大和市開発事業の方法及び基準に関する条例」が適用されます。

★手続きの流れ



1 条例の適用区域

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域

2 条例の対象となる建築物

(特定用途部分の床面積) + (非特定用途部分の床面積) × 0.5 が2000㎡を超える建築物

- 特定用途は、駐車場法施行令第18条の用途で(1)商業系と(2)業務系の2つに区分します。
 - (1) 商業系特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ホーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、病院
 - (2) 業務系特定用途：事務所、卸売市場、倉庫、工場
- 非特定用途は、特定用途以外の用途(ただし、共同住宅・長屋・寄宿舎・下宿は除く)

3 附置義務基準

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域		
商業系特定用途	業務系特定用途	非特定用途
300㎡に1台	400㎡に1台	600㎡に1台

4 附置義務台数の算定

- (1) 新築の場合
商業系特定用途・業務系特定用途・非特定用途の各用途部分の床面積をそれぞれの附置義務基準面積で割って得た数値の合計の台数。
- (2) 増築・大規模の修繕等の場合
増築等の前後に建築物がそれぞれ新築されたものと見なしたときに必要とされる台数の差。(増築等の後の附置義務台数) - (増築等の前の附置義務台数)

5 1台あたりの駐車スペースの規模

(1) 普通車用	2.5m × 6.0m以上	附置義務台数の30%以上
(2) 小型車用	2.3m × 5.0m以上	(1)を除いた附置義務台数
(3) 車いす使用者用	3.7m × 6.0m以上	(1)の内数で、少なくとも1台

6 特例措置

- (1) 延べ面積6,000㎡未満の建築物の駐車台数の緩和(裏面*2参照)
- (2) 事務用途部分の床面積が10,000㎡を超える建築物の床面積の逡減(裏面*1参照)

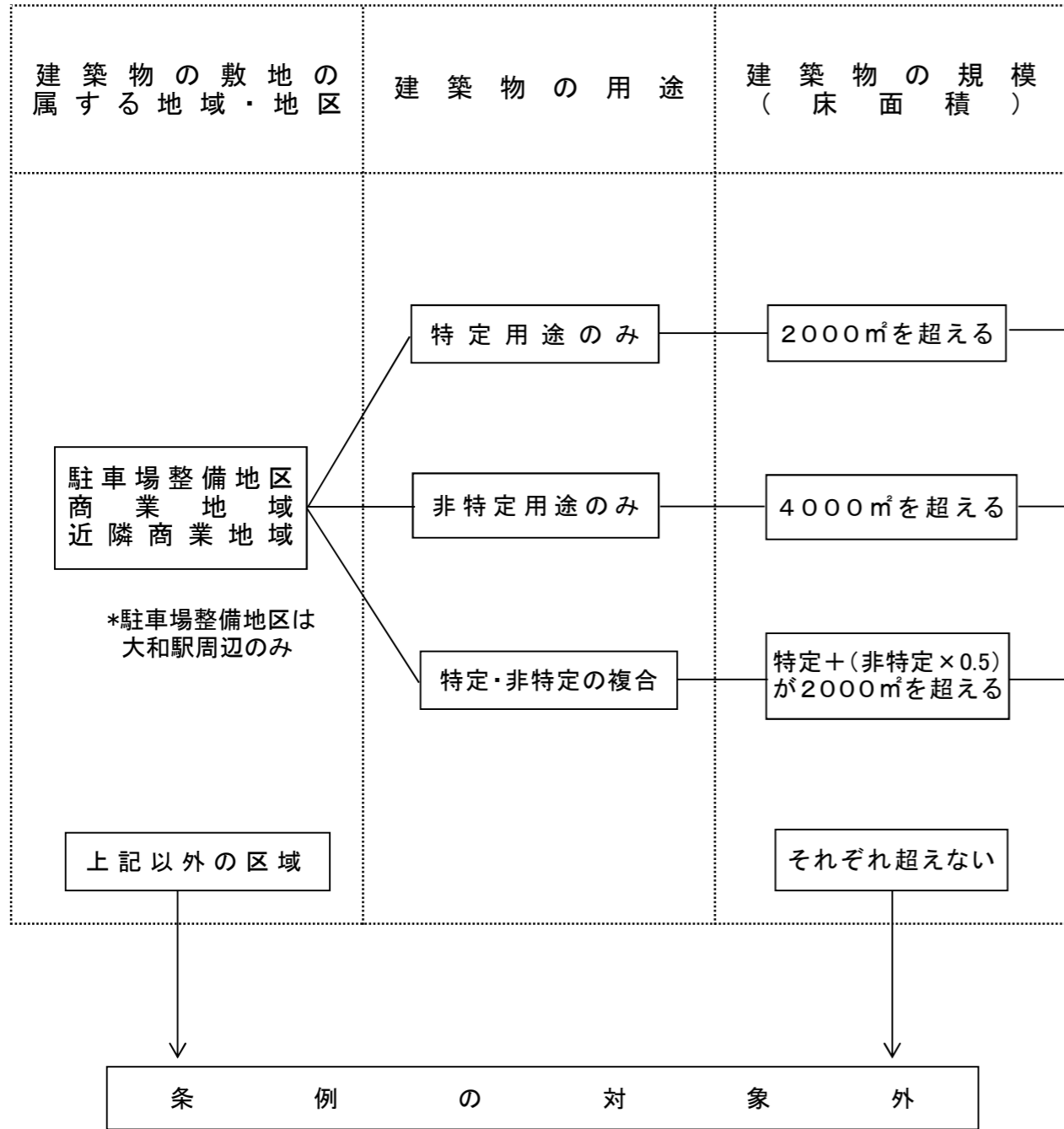
7 増築・大規模修繕等の場合の附置義務台数の算定

$$\text{増築・大規模修繕等の後の新築想定附置義務台数} - \text{増築・大規模修繕等の前の新築想定附置義務台数} = \text{増築・大規模修繕等による附置義務台数}$$

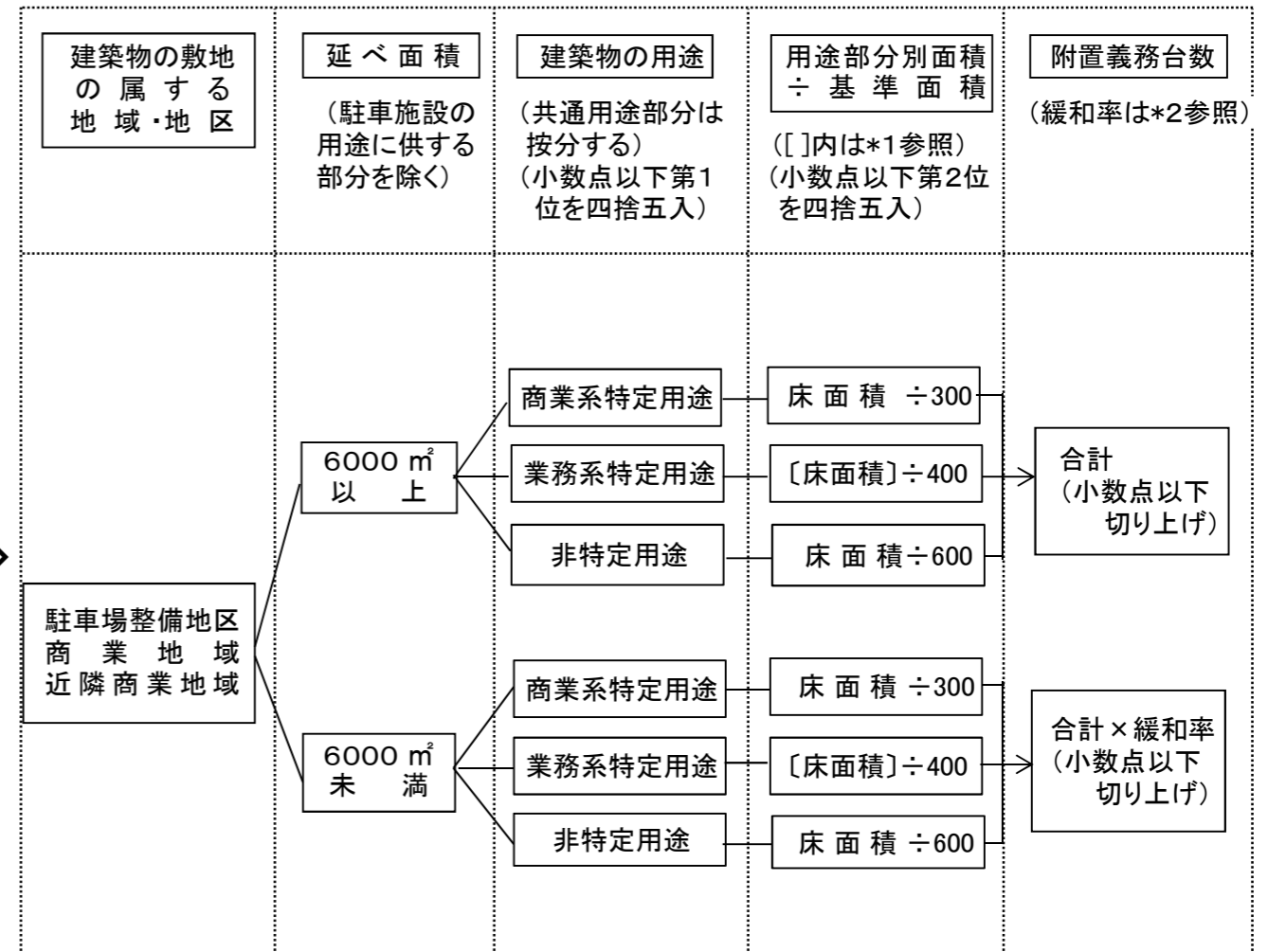
☆ 問合せ先

街づくり計画部 街づくり計画課 開発審査指導担当
 TEL 046-260-5432(市庁舎4階)

条例対象・対象外判定フロー



附置義務台数算定フロー



*1 10,000㎡を超える事務用途部分の床面積には次のように求めた逓減面積を用いる

$\begin{aligned} & (10,000\text{㎡}) \\ & (10,000\text{㎡}を超え 50,000\text{㎡}以下の部分の面積) \times 0.7 \\ & (50,000\text{㎡}を超え 100,000\text{㎡}以下の部分の面積) \times 0.6 \\ & (100,000\text{㎡}を超える部分の面積) \times 0.5 \end{aligned}$	→	合計 = 逓減面積
--	---	-----------

(フローの「用途部分別面積」以降の計算で用いる)

(↑逓減面積は小数点以下第1位を四捨五入)

*2 6000㎡未満の場合の緩和率算定式 (↓緩和率は小数点以下第4位を四捨五入)

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域	
1 -	$\frac{2000\text{㎡} \times (6000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{6000\text{㎡} \times \{\text{特定} + (\text{非特定} \times 0.5)\} - 2000\text{㎡} \times \text{延べ面積}}$